

令和 3 年度

橋 本 市 予 算

和 歌 山 県 橋 本 市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	11
4. 駐車場事業特別会計予算	14
5. 墓園事業特別会計予算	17
6. 農業集落排水事業特別会計予算	20
7. 土地区画整理事業特別会計予算	24
8. 介護保険特別会計予算	27
9. 後期高齢者医療特別会計予算	30
10. 工業団地造成事業特別会計予算	33
11. 水道事業会計予算	37
12. 下水道事業会計予算	39
13. 病院事業会計予算	42

一 般 会 計 予 算

令和 3 年度 橋本市一般会計予算

令和 3 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,770,588 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,275,377
	1 市 民 税	2,889,840
	2 固 定 資 産 税	2,457,005
	3 軽 自 動 車 税	213,318
	4 市 た ば こ 税	345,860
	5 入 湯 税	903
	6 都 市 計 画 税	368,451
2 地 方 譲 与 税		240,744
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	56,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	168,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	16,744
3 利 子 割 交 付 金		7,700
	1 利 子 割 交 付 金	7,700
4 配 当 割 交 付 金		42,000
	1 配 当 割 交 付 金	42,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		33,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		39,862
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	39,862
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,157,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,157,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		22,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		25,584
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	25,584
10 地 方 特 例 交 付 金		317,334
	1 地 方 特 例 交 付 金	43,000
	2 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	274,334
11 地 方 交 付 税		8,160,000
	1 地 方 交 付 税	8,160,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		135,086

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 分 担 金	9,802
	2 負 担 金	125,284
14 使 用 料 及 び 手 数 料		343,066
	1 使 用 料	243,199
	2 手 数 料	99,867
15 国 庫 支 出 金		3,572,459
	1 国 庫 負 担 金	2,514,129
	2 国 庫 補 助 金	1,036,444
	3 委 託 金	21,886
16 県 支 出 金		2,003,824
	1 県 負 担 金	1,204,371
	2 県 補 助 金	572,362
	3 委 託 金	227,091
17 財 産 収 入		21,538
	1 財 産 運 用 収 入	21,419
	2 財 産 売 払 収 入	119
18 寄 附 金		202,698
	1 寄 附 金	202,698
19 繰 入 金		1,735,807
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3
	2 基 金 繰 入 金	1,735,804
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		472,908
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	15,889
	2 市 預 金 利 子	110
	3 貸 付 金 元 利 収 入	836
	4 受 託 事 業 収 入	46,961
	5 雑 入	409,112
22 市 債		1,959,600
	1 市 債	1,959,600
歳 入 合 計		26,770,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		234,125
	1 議 会 費	234,125
2 総 務 費		2,365,748
	1 総 務 管 理 費	1,808,875
	2 人 権 対 策 費	14,984
	3 徴 税 費	246,067
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	130,804
	5 選 挙 費	109,183
	6 統 計 調 査 費	12,437
	7 監 査 委 員 費	24,376
	8 市 民 会 館 費	19,022
3 民 生 費		10,556,518
	1 社 会 福 祉 費	5,648,445
	2 児 童 福 祉 費	4,088,818
	3 生 活 保 護 費	819,253
	4 災 害 救 助 費	2
4 衛 生 費		3,008,259
	1 保 健 衛 生 費	910,807
	2 清 掃 費	1,298,369
	3 上 水 道 整 備 費	23,109
	4 病 院 費	775,974
5 労 働 費		322
	1 労 働 諸 費	322
6 農 林 水 産 業 費		672,948
	1 農 業 費	631,504
	2 林 業 費	41,444
7 商 工 費		521,012
	1 商 工 費	521,012
8 土 木 費		1,868,165
	1 土 木 管 理 費	13,010
	2 道 路 橋 梁 費	627,580
	3 河 川 費	3,837
	4 都 市 計 画 費	944,194

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 住 宅 費	279,544
9 消 防 費		1,029,372
	1 消 防 費	1,029,372
10 教 育 費		2,611,109
	1 教 育 総 務 費	438,467
	2 小 学 校 費	397,123
	3 中 学 校 費	139,319
	4 幼 稚 園 費	133,680
	5 社 会 教 育 費	733,843
	6 保 健 体 育 費	768,677
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		3,882,510
	1 公 債 費	3,882,510
13 諸 支 出 金		497
	1 土 地 開 発 基 金 費	497
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	26,770,588

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 議 会 だ よ り 印 刷	令和3年度～令和4年度	1,919千円
会 議 録 作 成 委 託	令和4年度～令和5年度	2,849千円
電子入札システム及び契約管理システム運用委託	令和4年度～令和8年度	17,490千円
第2次長期総合計画後期基本計画策定支援業務委託	令和4年度	7,689千円
業務システム環境サーバ・業務ネットワーク構築等委託	令和4年度～令和8年度	57,210千円
固 定 資 産 評 価 更 新 業 務 委 託	令和4年度～令和5年度	64,184千円
都 市 公 園 等 LED 照 明 器 具 借 上	令和4年度～令和13年度	22,237千円
GIGAスクール用ネットワーク機器運用保守委託	令和4年度～令和9年度	18,492千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 120,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	31,900			
学校教育施設等整備事業	113,200			
社会福祉施設整備事業	54,800			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	10,700			
地 域 活 性 化 事 業	32,000			
防 災 対 策 事 業	36,500			
合 併 特 例 事 業	27,800			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	146,700			
公共施設等適正管理推進事業	356,600			
上 水 道 整 備 事 業	4,600			
市町村振興資金一般貸付	19,000			
臨 時 財 政 対 策 債	1,005,000			
計	1,959,600			

国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,343,088 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,213,797
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,213,797
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 県 支 出 金		5,330,826
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,330,825
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		764,956
	1 一 般 会 計 繰 入 金	524,639
	2 基 金 繰 入 金	240,317
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		33,457
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	19,993
	2 雑 入	13,464
歳 入 合 計		7,343,088

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		85,002
	1 総 務 管 理 費	79,625
	2 徴 税 費	5,148
	3 運 営 協 議 会 費	229
2 保 険 給 付 費		5,273,470
	1 療 養 諸 費	4,578,684
	2 高 額 療 養 費	662,786
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	25,200
	5 葬 祭 諸 費	3,600
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,100
	7 傷 病 手 当 金	2,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,878,628
	1 医 療 給 付 費 分	1,332,605
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	406,316
	3 介 護 納 付 金 分	139,707
4 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1 共 同 事 業 拠 出 金	9
5 保 健 事 業 費		90,093
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	72,140
	2 保 健 事 業 費	17,953
6 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
7 公 債 費		31
	1 公 債 費	31
8 諸 支 出 金		5,854
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,852
	2 繰 出 金	2
9 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,343,088

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 3 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,632 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		271
	1 県 補 助 金	271
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		413
	1 一 般 会 計 繰 入 金	413
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		8,946
	1 貸 付 金 元 利 収 入	8,936
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		9,632

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費		9,632
	1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費	9,632
歳 出 合 計		9,632

駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,391 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		2,389
	1 使 用 料	2,389
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		2,391

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		2,391
	1 駐 車 場 費	2,391
歳 出 合 計		2,391

墓 園 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,807 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		8,508
	1 使 用 料	8,506
	2 手 数 料	2
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 繰 入 金		25,297
	1 基 金 繰 入 金	25,297
歳 入 合 計		33,807

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		32,807
	1 墓 園 事 業 費	32,807
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		33,807

農業集落排水事業特別会計予算

令和 3 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,808 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5
	1 分 担 金	5
2 使 用 料 及 び 手 数 料		21,079
	1 使 用 料	21,078
	2 手 数 料	1
3 繰 入 金		83,523
	1 一 般 会 計 繰 入 金	83,523
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 市 債		20,200
	1 市 債	20,200
歳 入 合 計		124,808

歲 出

(單位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		65,398
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	65,398
2 公 債 費		58,410
	1 公 債 費	58,410
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出	合 計	124,808

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 20,200	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

土地区画整理事業特別会計予算

令和 3 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 162,019 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		700
	1 使 用 料	700
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		127,627
	1 一 般 会 計 繰 入 金	78,193
	2 基 金 繰 入 金	49,434
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		33,690
	1 雑 入	33,690
歳 入 合 計		162,019

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		69,845
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	69,845
2 公 債 費		92,174
	1 公 債 費	92,174
歳 出	合 計	162,019

介護保険特別会計予算

令和 3 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 3 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,240,515 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,514,193
	1 介 護 保 険 料	1,514,193
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,418
	1 使 用 料	1,417
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,670,368
	1 国 庫 負 担 金	1,197,864
	2 国 庫 補 助 金	472,504
4 支 払 基 金 交 付 金		1,874,083
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,874,083
5 県 支 出 金		1,029,146
	1 県 負 担 金	981,211
	2 県 補 助 金	47,935
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,151,010
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,151,009
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		295
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	293
歳 入 合 計		7,240,515

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		160,515
	1 総 務 管 理 費	83,726
	2 徴 収 費	2,634
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	74,155
2 保 険 給 付 費		6,705,943
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,987,700
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	246,800
	3 そ の 他 諸 費	7,143
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	156,350
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	33,350
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	274,600
3 地 域 支 援 事 業 費		333,759
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	197,584
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	40,333
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	95,622
4 基 金 積 立 金		27,693
	1 基 金 積 立 金	27,693
5 諸 支 出 金		2,604
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	1
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	7,240,515

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和 3 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,820,541 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		694,130
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	694,130
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,125,367
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,125,367
4 諸 収 入		1,041
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 雑 入	269
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,820,541

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		37,318
	1 総 務 管 理 費	37,143
	2 徴 収 費	175
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,780,916
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,780,916
3 諸 支 出 金		771
	1 諸 支 出 金	770
	2 繰 出 金	1
4 保 健 事 業 費		536
	1 保 健 事 業 費	536
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,820,541

工業団地造成事業特別会計予算

令和 3 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 3 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,484,516 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		1,399
	1 国 庫 補 助 金	1,399
2 県 支 出 金		699,378
	1 県 補 助 金	181,588
	2 県 委 託 金	517,790
3 繰 入 金		60,061
	1 基 金 繰 入 金	60,061
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		620,777
	1 雑 入	620,777
6 市 債		102,900
	1 市 債	102,900
歳 入 合 計		1,484,516

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費		1,484,370
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	1,484,370
2 公 債 費		146
	1 公 債 費	146
歳 出 合 計		1,484,516

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
和歌山県工業団地等整備資金貸付	千円 102,900	証書借入	無利子	満期一括償還 (貸付期間:10年 以内)

水道事業会計予算

令和3年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,028 戸
(2) 総 給 水 量	7,655,181 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	20,973 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	34,362 千円
(ロ) 上水道拡張工事	199,296 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,780,351 千円
第1項 営業収益	1,376,390 千円
第2項 営業外収益	403,958 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,705,866 千円
第1項 営業費用	1,584,590 千円
第2項 営業外費用	115,471 千円
第3項 特別損失	805 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額405,083千円は過年度分損益勘定留保資金405,083千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的收入	77,688 千円
第1項 国庫支出金	5,400 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	4,306 千円
第4項 出資金	5,158 千円
第5項 補償金	17,720 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	45,100 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	482,771 千円
第1項 建 設 改 良 費	53,399 千円
第2項 拡 張 費	243,116 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	185,256 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
紀の川水利使用許可申請書作成委託業務	令和3年度から 令和4年度まで	9,603千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	45,100千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 176,696 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、42,053千円と定める。

令和3年3月1日 提 出

橋 本 市 長 平 木 哲 朗

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和3年度 橋本市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	10,504 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,647,900 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	9,994 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
汚水管渠整備事業	141,041 千円
雨水管渠整備事業	557,975 千円
流域下水道整備事業	69,233 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,689,519 千円
第1項 営 業 収 益	654,894 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,034,622 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,758,117 千円
第1項 営 業 費 用	1,587,534 千円
第2項 営 業 外 費 用	165,181 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 413,728 千円は資本的収支消費税及び地方消費税調整額 949 千円及び当年度分損益勘定留保資金 412,779 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,243,167 千円
第1項 国 庫 支 出 金	102,250 千円
第2項 負 担 金	12,150 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	10,900 千円

第4項	他会計出資金	152,166 千円
第5項	企業債	965,700 千円
第6項	基金	1 千円

支出

第1款	資本的支出	1,656,895 千円
第1項	建設改良費	803,531 千円
第2項	企業債償還金	852,308 千円
第3項	基金積立金	56 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	令和3年度～令和7年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息
橋本市公共下水道 全体計画・事業計画変更委託業務	令和4年度	6,094 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	965,700 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、据置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用

- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

- (1) 職員給与費 85,673 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、461,226 千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,777 千円である。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

病 院 事 業 会 計 予 算

令和3年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病	床	数	300	床
(2) 年	間	患 者 数		
	入	院	87,600	人
	外	来	128,260	人
(3) 1 日	平 均	患 者 数		
	入	院	240	人
	外	来	530	人
(4) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	670,000	千円	
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	50,000	千円	

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業				
(イ) 月間利用者数	72.5	人		
(ロ) 月間利用回数	550	回		
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業				
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数	40	人		
(3) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,517	千円	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	7,311,169 千円
	第1項医業収益	6,483,632 千円
	第2項医業外収益	577,641 千円
	第3項訪問看護収益	69,461 千円
	第4項特別利益	180,435 千円

支 出		
第1款	病院事業費用	7,398,484 千円
	第1項医業費用	7,076,852 千円
	第2項医業外費用	242,229 千円
	第3項訪問看護費用	74,803 千円
	第4項特別損失	3,600 千円
	第5項予備費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額308,238千円は過年度分損益勘定留保資金308,238千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的收入	1,029,574 千円
	第1項他会計負担金	306,621 千円
	第2項補助金	1,903 千円
	第3項企業債	720,000 千円
	第4項投資	1,050 千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,337,812 千円
	第1項建設改良費	725,828 千円
	第2項投資	15,187 千円
	第3項企業債償還金	596,797 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
現金回収業務委託	令和4年度から令和6年度まで	3,327千円
現金入金機賃借料	令和4年度から令和6年度まで	1,188千円
集配金業務手数料	令和4年度から令和6年度まで	119千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	720,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職 員 給 与 費	3,985,203	千円
(2)	交 際 費	3,030	千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は149,605千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、628,836千円と定める。

令和3年3月1日 提出

橋本市長 平木 哲朗